

深谷市公共施設在り方検討市民会議の公開について

1 会議の公開について

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
- (2) 会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

2 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、原則20人とする。ただし、会長は、会場の都合等により、定員の数を増減することができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順とし、会議の開始時刻の30分前から開始時刻までの間に行い、会議を傍聴しようとする者は、事務局を通じ、住所、氏名等をあらかじめ会長に届けなければならない。
- (3) 会議の途中での入退室は、原則不可とする。
- (4) 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (5) 傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。